

令和2年(2020年)5月7日

各介護予防デイサービス事業所 管理者 様  
各元気はつらつデイサービス事業所 管理者 様  
各介護予防訪問事業所 管理者 様  
各お助け訪問事業所 管理者 様

真庭市健康福祉部長

高齢者福祉施設における緊急事態宣言延長を受けた感染防止策の再徹底について

今般、国の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、重症化リスクの高い高齢者が利用する福祉施設について、下記並びに別添の通り、さらなる感染防止策の徹底をお願いいたします。

#### 記

#### 1 感染防止策

〈引き続き要請する事項〉

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時の休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 緊急の場合を除く面会の禁止
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組

〈新たに要請する事項〉

- ・ 不要不急の外出や県境を越えた移動を控えるよう従事者に周知徹底
- ・ 県外からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所又は短期入所サービスについては、家族等での対応や代替サービスが可能な範囲で、利用回数の縮小などの検討を利用者や家族に確認

【添付書類】

- ・ 令和2年5月5日付け、指第289号の岡山県保健福祉部長通知（写）
- ・ 「岡山県緊急事態措置」